

おきなが明久 レポート

市議会議員 建設・水道常任委員会副委員長

<自宅> 座間市立野台1-8-25-101

<TEL&FAX> 046(252)4886

<Eメール> akihisa.okinaga@nifty.ne.jp

1998年～2000年 談合防止－入札制度改革による

公共工事費の削減額は約25億円

98年座間市公共工事をめぐる談合事件が発覚して以降、市民の党では「政・官・業の癒着にメスを入れる」ため、談合事件の追及と入札制度改革を提案してきました。その結果、昨秋に示された2000年度決算では公共工事の削減額は、約4億2500万円。談合事件が発覚した98年が約14億円、99年度が約5億5000万円ですから、この3年間トータルでは、約25億円もの工事費のムダな支出をなくすことになり、本市の最大の行政改革効果を示しています。

低入札価格調査方式の拡大が必要

私たちが提案した入札制度改革のうち、入札に関わる情報公開の徹底は実現したものの、低入札価格調査方式は、現在1億5000万円以上の工事（議会の議決が必要）にのみ適用され、それ以下の工事は依然として指名競争入札（地元業者を中心とした指名業者のみが入札に参加）と最低制限価格が設定されています。

私たちは、昨秋の2000年度決算議会でも、ある調査を行いました。それは、98・99・00年度の入札のうち、最低制限価格を下回り失格となった価格と落札額との差額、つまり、最低制限価格を撤廃した場合の工事費の削減額は、98年度が約1億円、99年度が約6400万円、00年度が3400万円で、低入札価格調査制度の適用拡大を実行していたならば、3ヶ年でさらに合計約2億円の削減につながっていたはずなのです。

こうした効果が予想されたにもかかわらず、市当局がかたくなにこれを拒んできたことは、財政運営上、市民に対する一種の背任行為と言われても仕方ありません。

<低入札価格調査制度とは>

最低制限価格帯を下回った落札価格であっても、その施行に問題がないかどうか調査を行い、品質や労賃など問題がないとすれば、その価格で落札するというもので、いわば工事の低価格化と品質管理を可能な限り両立させようというもの。

談合体制の崩壊を促進させるのか、温存させるのか

談合排除－入札制度改革は、ある意味で歴史的必然だと言えます。98年の本市の談合事件の摘発は偶発的なものではありません。客観的に見れば、この10年間の経済情勢の悪化が談合体制を崩壊させ、全国的にも顕在化させ、一連の談合事件が浮かび上がってきたわけです。つまり、高度成長期の相対的安定期であれば、拡大するパイの分配をめぐって極めて日本的な慣行に基づく談合体制が機能していたものが、バブル崩壊以降の大不況の中で、減少するパイの争奪をめぐってその機能が崩れていく過程で生じたものであり、ある種必然的なものだといえます。だからこそ、この談合体制の崩壊過程を促進させるのか、それとも時代に逆らい温存させるのか、自治体の態度が問われているのです。

政・官・業のあり方が問われている

またこうしたことは、公共工事のあり方、行政と業者、政治家と業者のあり方も鋭く問題を突きつけています。行政が公共工事と入札制度によって、それらの本来の目的ではない「地元業者育成」の名の下に、かつての金融護送船団方式と同様に業者を庇護し、結果として「競争力も技術力もない地元業者」にとどめておくのか、それとも入札制度と業者育成を完全に分離し（地元業者育成は産業振興策として融資制度、技術講習など）、ムダな税金の支出をなくし、「真に競争力・技術力ある地元業者」を育成していくのかということが、今問われていると思います。

談合事件が発覚した98年以降、市当局は入札制度改革を行っていません。98年の入札制度改革が、事件の発覚に対する市長の保身から出たものではないというならば、改革を断行すべきです。